

ダイオキシン類対策の条項削除【第 8 条関係】

改正内容

○ 環境中濃度の改善が図られたことから、ダイオキシン類に係る規定を廃止する。

今後は引き続き、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設の排出基準の適合状況等を確認する。

表 県全域の一般大気環境における調査地点数と環境基準超過地点数の状況

年 度	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30
調 査 地点数	47	88	101	101	98	98	85	85	84	81	78	73	73	70	71	69	69	69	65	65
超 過 地点数	3	1	2	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

平成 18 年度以降、継続して環境基準超過なし

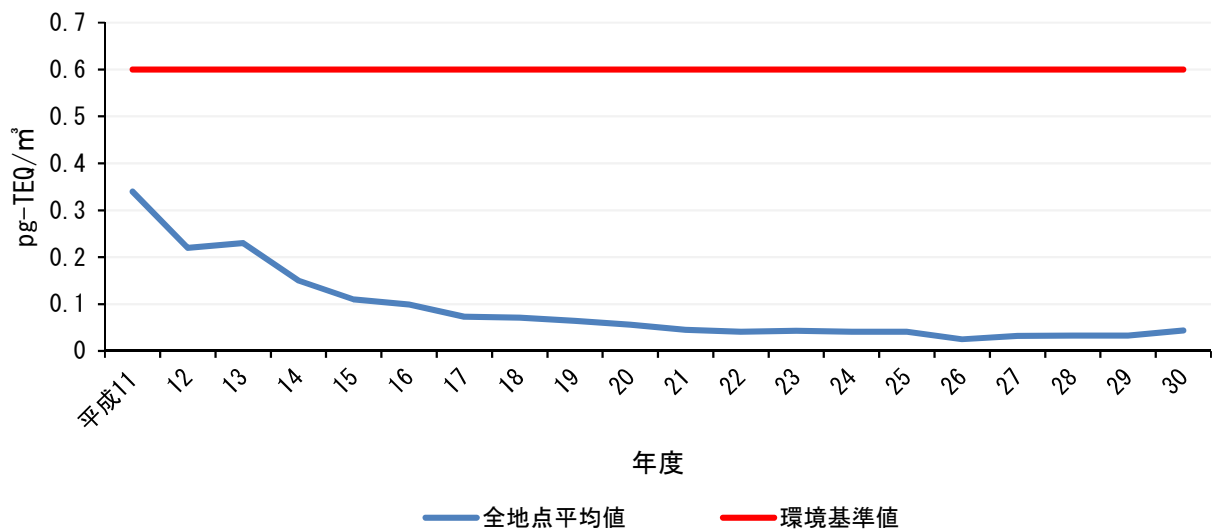


図 ダイオキシン類年平均値の推移